

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 伊藤治雄 〕

【議会基本条例の検証と課題】

□研修所感および今後の改革

- ・地方自治法では、「議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整」は各種委員会で実施することとなっているが、現行として全員協議会に委ねている部分が有りはしないか些か疑問がある。
住民に対し公明であるべき観点から、全員協議会の位置づけをもう少し明確化すべきではないかと改めて感じた。
- ・広く町民の意思を把握するための手段としての議会報告会や意見交換会が形骸化しているとの意見もある。議会人としての立場、議員個人としての立場を明確にするとともに上手な使い分けも必要と感じた。
前回の研修会でも指摘されたが、単なる議会の報告会から脱却し、分散開催や討論会形式など手法等の改善の余地があると実感した。
また、コロナ禍でも実施可能なオンライン活用等を研究すべきと考える。
- ・議会におけるスムーズな運営や論点・争点の明確化という観点から、一般質問に関する事前通告制は必要と感じるが、当局側からの答弁書の提出時期が現行の質問直前でよいのか甚だ疑問を感じる。
セレモニー化を避け、質問者側のより掘り下げた再質問を可能にするためには、遅くとも本会議開会前の朝には当該議員に提出されるべきと考える。
- ・議員指導や国家政策の地域への的確な反映等を考慮した場合、議会事務局職員の専門性が求められていると指摘された。そのため、一案として近隣市町で構成する一部事務組合的な組織を広域的機関として設置し、その中で人事異動を行って横断的に均衡のとれた行政運営を図ることも一考の余地があると考えます。
- ・前回の研修でも痛感したが、政策議論を活発的に展開するためには、政策集団としての「会派」を組織することが重要と考える。そのため、積極的に先進地事例を検証し早期の導入を検討すべきである。